

お知らせワイド

住宅取得費の一部補助を行っています

問合せ先 都市整備課住まい推進グループ (☎84-5038)

中心市街地の活性化を目的に、居住誘導区域内の住宅を取得する人に、新築住宅・中古住宅の取得費用の一部を補助します。

居住誘導区域とは？

亀山市立地適正化計画に定める居住を誘導する区域(亀山駅、関駅、井田川駅周辺やあいあい周辺の中心市街地)
※区域の範囲は、都市整備課住まい推進グループへお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

対象者 次のすべてに該当する人

- ▷平成31年4月1日以降に居住誘導区域内の新築住宅(建て替えを除く)・中古住宅を取得した人(相続や贈与などによる住宅取得は対象外)
- ▷居住誘導区域外から居住誘導区域内へ転入・転居した人
- ▷上記2点を満たした日から6カ月以内に申請する人
- ▷取得した住宅に5年以上居住する意思がある人

補助金額

- 新築住宅…住宅取得費の1%(上限20万円)
中学生以下の子がいる世帯は上記金額に住宅取得費0.5%(上限10万円)を加算
- 中古住宅…住宅取得費の1%(上限10万円)
中学生以下の子がいる世帯は上記金額に住宅取得費0.5%(上限5万円)を加算

中学生以下の
子どもがいる世帯に
新築住宅…最大**10万円**
中古住宅…最大**5万円** **加算!**

